

## 横浜市スポーツ施設条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

横浜市港南プール等の 5 施設について、「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、民間活力を導入して更なる利用促進・経営改善をはかるため、公の施設として指定管理者に管理を行わせるにあたり、横浜市スポーツ施設条例を一部改正します。

### 2 改正の内容

横浜市港南プール（港南区港南台）、横浜市保土ヶ谷プール（保土ヶ谷区狩場町）、横浜市旭プール（旭区白根）、横浜市金沢プール（金沢区幸浦）、横浜市都筑プール（都筑区葛が谷）を新たに条例に位置付けるとともに、施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせます。また、利用料金上限額を次の表のとおりとします。

種 別		単 位	利 用 料 金(円)
個人 利用	プール (横浜市金沢プールを除く。)	1 人 1 回につき	400 中学生以下 100
	プール (横浜市金沢プールに限る。)	1 人 1 回につき	600 中学生以下 300
	浴場 (横浜市金沢プールに限る。)	1 人 1 回につき	600 中学生以下 300
	多目的室 (横浜市都筑プールを除く。)	1 人 2 時間につき	500 中学生以下 250
貸切 利用	プール	1 コース 1 日につき	18,000
	多目的室 (横浜市都筑プールを除く。)	2 時間につき	1,000
駐車場 (横浜市保土ヶ谷プールを除く。)		1 台 2 時間につき	500
附帯設備		1 式又は 1 台、2 時間につき	500

また、「横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会」に、今回加える5プールの指定管理者の選定及び評価もいただくため、委員会名称を「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」に改称します。

### 3 条例施行日

平成31年4月1日

なお、平成31年4月1日から予定している指定管理者による管理の開始に先立ち、「横浜市スポーツ施設等指定管理者選定評価委員会」の設置及び指定管理者の候補者の選定などの行為は、条例の公布後に実施できる旨を附則に定めます。